

公 示 公 告

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

- 1 件名 平成 2 3 年度裁判所施設の温室効果ガス排出状況集計業務
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：平成 2 3 年裁判所施設の温室効果ガス排出状況集計業務

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、平成23年裁判所施設の温室効果ガス排出状況集計業務（以下「本件業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について守秘義務を負い、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 平成23年裁判所施設の温室効果ガス排出状況集計業務

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成25年1月11日（金）午後零時（必着）

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

3 参加者は、次の事項を正確かつ鮮明に見積書に記載し、社名・代表者の印章を押印の上、見積書を上記2(3)アイのとおり提出してください。

(1) 件名

(2) 見積金額（消費税及び地方消費税の金額を必ず記載すること。）

(3) 見積書作成日付

4 見積書は、次のいずれかに該当する場合には、無効とします。

(1) 3の記載要件に不備があるとき。

(2) 見積書提出期限（2(3)ア）を徒過したとき。

(3) 見積書記載金額が訂正されているとき。

(4) 同一の者が2通以上見積書を提出したとき。

5 受注者の決定は、見積書記載金額が、裁判所が定めた予定価格の105分の100以内で、最低の金額の有効な見積りをした者としてします。

6 注意事項

(1) 一度受理された見積書は、差替え又は訂正することができません。

(2) 見積書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

7 同額の見積りがあった場合

(1) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があ

るときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

8 請書の提出 要

9 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（担当：田原洋一）

電 話 03 - 3264 - 8111 内線3456

FAX 03 - 3234 - 0923

E-mail Tahara.Youichi003@courts.jp(cc:Wakamatsu.Takaki240@courts.jp)

（FAX 及びE-mail による場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成25年1月8日（火）午後5時

仕様書

1. 件名 平成 23 年度裁判所施設の温室効果ガス排出状況集計業務

2. 業務の目的

地球温暖化問題は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、すべての者が自主的かつ積極的に地球温暖化を防止するという課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地球温暖化対策の推進を図っているところである。

本業務は、裁判所施設の温室効果ガス排出状況（平成 23 年度実績）の集計を行うものである。

3. 業務の内容

- (1) 最高裁判所から平成 25 年 1 月中旬頃に提供する各裁判所施設別データに、不整合・異常値がないかチェックする。なお、明らかに形式的な間違いが原因の場合（回答欄の入力箇所のズレ等）は請負者において修正する。それ以外の原因がある場合には、最高裁判所担当者に報告し、修正後のデータを最高裁判所から入手すること。
- (2) 各項目（公用車の燃料使用量・用紙の使用量・庁舎等の単位面積当たり電力及び上水使用量・エネルギー供給設備等における燃料使用量・廃棄物の量（可燃物の量）・温室効果ガスの総排出量）に応じて、裁判所施設別、上級裁・下級裁別に調査結果の集計表を作成する。

4. 成果物等

(1) 成果物

集計結果の電子データを収納した電子媒体（CD-ROM） 1 式

(2) 書式等

文書が主体のものについては、マイクロソフト株式会社の「Word 2003」及び「Word 2007」で読み取り可能な形式により作成する。

図表が主体のものについては、マイクロソフト株式会社の「Excel 2003」及び「Excel 2007」で読み取り可能な形式により作成する。

成果物の格納媒体はコンパクトディスクとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスクにラベルにより付記すること。

(2) 納入場所 東京都千代田区隼町 4 番 2 号 最高裁判所

(3) 納入期限 平成 25 年 3 月 22 日(金)

5. 著作権等の扱い

- (1) 本作業の成果物の著作権（関連して発生したものを含む。）は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含め、最高裁判所が成果物を受領したときに、最高裁判所に移転するものとする。ただし、著作物の創作に関して使用した請負者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、

資料上の表現等の著作権は、請負者に帰属するものとする。この場合、請負者は、最高裁判所に対し、最高裁判所が成果物を使用するのに必要な範囲で、請負者に著作権が帰属するものについての著作権法上の権利（複製権、翻案権等を含む。）に基づく利用を無償で許諾するものとする。また、最高裁判所は、本作業に基づき請負者が創作した著作物を使用し、複製し、又は改良する権利を有するものとする。

- (2) 請負者は、本作業により開発されたプログラムや成果物に関する著作権人格権その他の権利を有する場合においても、最高裁判所（下級裁判所を含む。）に対して、これを行行使しないものとする。また、請負者は、請負者の従業員及び下請先の業務従事者に対しても、当該権利を行行使させないものとする。
- (3) 請負者は、本作業に当たり、第三者の知的財産権等を実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負うものとする。

6. 機密保持

- (1) 受注者は、本件業務の全期間及び本件業務終了後、本件業務に関連して知り得た秘密事項を第三者に開示又は漏えいしないこと。第三者に開示する必要がある場合は、事前に最高裁判所と協議して承認を得ること。故意又は過失によって、裁判所が保有する個人情報を含む秘密が漏えいするなどの事故が発生した場合には、直ちに事故の内容を最高裁判所に報告するとともに、被害の拡大を防止する措置をとらなければならない。
- (2) 本件業務に関する情報漏えい等の防止措置を講じ、本件業務終了後のセキュリティ保持に影響を及ぼさない態勢を保証すること。本件業務終了後、速やかに作業用に保持している機密情報を破棄すること。
- (3) 受注者は、最高裁判所の承諾を受け本件業務の一部を他の者に委託する場合において、本件業務を遂行する上で必要な情報を委託先に対して開示するときは、本件業務以外の目的で使用しない義務を負わせ、機密情報の破棄、個人情報の適正な処置の義務を負わせなければならない。
- (4) 受注者が最高裁判所の承諾を受け本件業務の一部を他の者に委託する場合は、その委託先における行為についても受注者が責めを負うものとする。
- (5) 本件業務中、最高裁判所が、質問に対する回答、資料の説明、作業への立ち会い及び検査を求めた場合には、受注者はそれに適切に応じること。
- (6) 本件業務の範囲で、第三者が権利を有する著作物、知的財産権等を有する場合は、受注者の負担において、その権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。

7. その他

- (1) 成果物に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、最高裁判所と速やかに協議しその指示に従うこと。